

協力雇用主会への入会の流れ

平成30年9月1日以降に協力雇用主会に登録する事業主について、法務省では暴力団の排除を徹底するため、都道府県警察に暴力団関係照会を行うこととなりました。

1. 入会の要請

公式サイト：<http://www.soeki.jp/>
仮入会申込フォームから
入会の要請をお願いします



2. 登録手続き

長野保護観察所から「協力雇用主名簿」が送られてきます。
そちらの書類への記載と共に、提出書類が必要となります。
①誓約書 ②役員等名簿 ③登記事項証明書（写し可）
④役員等名簿に掲載されている役員の本人確認書（住民票、免許証）
の写し

3. 入会手続き・年会費の支払い

長野保護観察所による審査終了後に正式に入会になります。
その後、松本地区更生保護協力雇用主会の事務局より
年会費のお支払いに関する書類を送付いたします。

入金確認後に、登録書を送付いたします

保護観察対象者の雇用および奨励金支給において

これまで登録されている協力雇用主会についても、平成31年1月10日から、保護観察対象者等を雇用し、奨励金を受給する場合には、暴力団関係照会が行われます。

ご入会に関するお問い合わせ：長野保護観察所：026-234-1993